生乳に関する規制について

- 1. 営業許可について
- 政令で定める34許可業種
 - 集乳業(生生乳又は生山羊乳を集荷し、これを保存する営業をいう。)
- 許可取得施設数 ※ 参考「平成28年度衛生行政報告例」
 - ・ 集乳業:92
- 2. 規格基準について
- 疾病・異常がある獣畜の乳の販売、加工等の禁止

※牛疫、牛肺疫、炭疽、気腫疽、口蹄疫、狂犬病、流行性脳炎、Q熱、出血性敗血症、悪性水腫、レプトスピラ症、 ヨーネ病、ピロプラズマ病、アナプラズマ病、トリパノソーマ病、白血病、リステリア症、トキソプラズマ病、サルモネ ラ症、結核病、ブルセラ病、流行性感冒、痘病、黄疸、放線菌病、胃腸炎、乳房炎、破傷風、敗血症、膿毒症、尿毒症、 中毒諸症、腐敗性子宮炎及び熱性諸病

- 乳等一般の成分規格及び製造の方法の基準
- 1 乳等は、成分規格等が定められている場合を除き、抗生物質、化学的合成品たる抗菌性物質及び放射性物質を含有してはならない。
 - 2 次のいずれかに該当する牛、山羊又はめん羊から乳を搾取してはならない。
 - ① 分べん後5日以内のもの
 - ② 乳に影響ある薬剤を服用等した後、休薬期間内のもの
 - ③ ワクチンを注射し著しく反応を呈しているもの
 - 3 牛乳の成分規格
 - ①比重
 - ②酸度
 - ③細菌数
- 乳等の成分又は製造若しくは保存の方法に関するその他の規格又は基準
 - 1 乳等の器具又は容器包装の使用前の洗浄・殺菌
 - 2 乳等の運搬の方法